

わたし

かんが

# 考えてみませんか 私にできること

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう  
～障害者差別解消法ができました～



●平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されました。

この法律は、「**不当な差別的取扱いの禁止**」(障害があることを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限や条件を設けたりすることなどを禁止)や「**合理的配慮の提供**」(障害のある人にとって生活をおくる上で障壁となる利用しにくい施設や制度、障害のある人への偏見などを取り除くために、障害のある人に対して、できる範囲でその障害に合った配慮や工夫をすること)について定めたものです。

●障害を理由とする差別を解消するためには、みなさん一人ひとりの思いやりの心が大切です。

●一人ひとりの声に耳をかたむけて、その人を知り、「私には何ができるんだろう?」と考えることから、「誰もがくらしやすいまち」が生まれます。

お問い合わせ先：茨木市 健康福祉部 障害福祉課

〒567-8505 茨木市駅前3丁目8番13号 電話：(072)620-1636 FAX：(072)627-1692

このポスターは1,000部作成し、一部当たりの単価は52.92円です。

リサイクル適性  
PRINTED WITH SOYINK